

委員会条例の一部改正の概要

1 改正理由

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したことを受け、所要の改正を行うとともに、その他必要事項の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) オンライン化・デジタル化に係る改正

ア 第54条（意見を述べようとする者の申出）への第2項の新設は、公聴会における意見陳述申出についてオンライン化に対応するため。

イ 第58条（代理人又は文書等による意見の陳述）の第1項の改正は、公聴会における意見の陳述について、原則代理人又は文書によることはできないとしているが、各種手続きのオンライン化を進めることに伴い、「電子情報処理組織を使用する方法」によることもできないことを規定するため。

ウ 第58条（代理人又は文書等による意見の陳述）の第2項を削除するのは、オンライン出席を希望していた公述人であっても発声困難等の事由が考えられるため、一律に「前項（第1項）ただし書の規定は、適用しない。」とするのではなく、状況に応じて委員会でその許否を判断できるようにするため。

エ 第60条（委員会の記録）の第2項を削除し、第3項を新設するのは、委員会記録のオンラインによる作成・デジタル化について対応するため。

(2) オンライン委員会に係る改正

ア 第28条（委員長、副委員長又は委員の除斥）の第2項の改正は、前段の規定は、オンライン会議システムで参加していることが条件となっている。しかし、正当な理由（病気等）で出席できない委員の弁明の機会を制限する可能性があるため、前段を削除するもの。

イ 第42条（委員長の発言）への第2項の新設は、委員長がオンラインで会議に参加した際に、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができないとすることを規定をするため。

(3) その他の改正

ア 第25条（動議の撤回）への第2項の新設は、会議の議題となっていない動議の撤回について規定するため。

イ 第41条（委員外議員の発言）の改正は、「委員でない議員」を「委員外議員」と定義するため。

ウ 第48条（起立等による採決）の見出しの改正並びに第2項及び第3項の新設は、電子採決システムによる表決を可能とするため。

(4) 字句の整理による改正

第25条第1項、第28条第1項、第55条第1項

3 施行日

公布の日からとする。